

## 令和元年度 第2回 市川市社会福祉審議会 会議録

1. 開催日時：令和元年10月25日（金） 10時00分～12時00分
2. 開催場所：市川市役所 仮本庁舎4階 第1、2委員会室
3. 出席者  
【委員】  
会長 岸田委員  
副会長 藤野委員  
委員 岩松委員、小野委員、木下委員、庄司委員、高田委員、萩原委員、福田委員、堀江委員、長坂委員、村山委員、安井委員、山極委員、山崎委員、和田委員  
【市川市】  
永田福祉部長、菊池福祉部次長、高橋福祉政策課長、岡崎地域支えあい課長、菊池介護福祉課長、高橋障がい者支援課長、鷺沼発達支援課長ほか
4. 傍聴者 0名
5. 議事  
(1) 平成30年度進捗状況について（報告）  
①第3次いちかわハートフルプラン（市川市障害者計画・第5期市川市障害福祉計画・第1期市川市障害児福祉計画）【平成30～32年度】  
②第4期市川市地域福祉計画【平成30～35年度】  
(2) その他
6. 配布資料  
・資料1-① 第3次いちかわハートフルプラン 平成30年度進捗状況報告  
・資料1-①別冊（1）Ⅰ障害者計画 重点事業 進捗状況（個票）  
・資料1-①別冊（2）Ⅱ障害福祉計画 個別サービスの見込量と実績（個票）  
・資料1-②-1 第4期市川市地域福祉計画\_\_平成30年度進捗状況について  
・資料1-②-2 第4期市川市地域福祉計画 評価方法について  
・資料1-②-3 第4期市川市地域福祉計画 進行管理事業別実績及び評価一覧  
・資料1-②-4 第4期市川市地域福祉計画 各進行管理事業詳細資料（個票）

7. 議事録

(午後1時30分開会)

発言者	内 容
岸田会長	<p style="text-align: center;">(1) 平成30年度進捗状況について (報告)</p> <p>それでは、議題(1)「平成30年度進捗状況について (報告)」です。こちらについては、障がい者支援課長より、①第3次いちかわハートフルプラン (市川市障害者計画・第5期市川市障害福祉計画・第1期市川市障害児福祉計画)【平成30～32年度】についてと②第4期市川市地域福祉計画【平成30～35年度】について続けて説明をお願いします。</p>
障がい者支援課長	<p>(資料1-①「第3次いちかわハートフルプラン 平成30年度進捗状況報告」、資料1-①「別冊(1) I 障害者計画 重点事業 進捗状況(個票)」、資料1-①別冊(2)「II 障害福祉計画 個別サービスの見込量と実績(個票)」に基づいて説明)</p>
岸田会長	<p>ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問がありましたら、お願いします。</p>
小野委員	<p>資料1-①別冊(2)の医療型児童発達支援事業について伺います。平成30年度を見ると、延べ人数の目標は248人、実績は98人とあり、決算額は約569万円とあります。平成31年度は、延べ人数の目標は260人、予算額は約448万円とあります。これらから一人当たりの金額を計算すると、平成30年度は約5万8000円であるのに対し、平成31年度は約1万7000円となり、一人当たりの金額が減少してしまっているのですが、これはいかなるもののでしょうか。</p> <p>また、平成30年度よりも目標延べ人数が増加しているにも関わらず、平成31年度予算をこれだけ削減される仕組みがよく分からないのですが、これで事業を遂行できるのでしょうか。</p>
発達支援課長	<p style="text-align: center;">(質問趣旨取り違えのため撤回の申し出があり、発言削除)</p>
障がい者支援課長	<p>個票に記載している目標値はあらかじめ平成29年度に定めている数値であり、予算はそれまでの実績に即して立てた数値でございますので、平成30年度の実績人数から考えて、平成31年度の予算は約448万円になっております。しかし、この金額の範囲内でやらなければいけないということではなく、利用者数が増えれば、その分の費用は出させていただきますので、実績が今年度の予算を上回ることもございます。</p>

小野委員	平成 31 年度の予算を前年度実績と同じにするのであれば、前年度実績である 569 万円はないとおかしいのではないのでしょうか。
障がい者支援課	<p>目標値と予算決算の金額の連動性の有無についてご説明させていただきます。</p> <p>まず、こちらの 3 ヶ年の計画値については、計画策定をした平成 29 年度時点で 3 ヶ年分の計画量を見込んでいますので、こちらに記載されている平成 30 年度から令和 2 年度までの数値は平成 29 年度の時点で立てられています。</p> <p>次に予算・決算は会計年度毎で立てており、前年度の実績や過去の実績などから傾向を鑑みたものとなっています。一方で給付費は、実績が増加すればそれに対する費用は伸びていきますので、補正予算等に対応をさせていただきます。ご心配いただいているような、予算が少ないことによってサービスの提供が滞るといふことや、サービスの提供がなされないといったことは起こりません。</p>
小野委員	つまり、平成 30 年度の決算額が過大に計上されているということでしょうか。平成 30 年度実績は平成 31 年度目標額と同様に 448 万円ではよかったのに、他の予算から支出すべき金額もこの事業から支出したことで書類上の決算額は 560 万円になったが、実際には平成 31 年度は目標数ほどの実績を見込めないから、目標額は 448 万円が充分だと判断したということであれば、仕組みは理解できます。
障がい者支援課長	決算額については、資料のとおり実績延べ人数が 98 人に対して、決算額 569 万円です。しかし、こちらの 98 人は、3 月の 1 ヶ月分だけの実績となっていますので、実績は 98 人よりも多いということになります。また、私どもは 1 件当たり幾らという形で費用をお支払いしております。平成 30 年度の決算件数 185 件に対し、平成 31 年度は 172 件を見込んでいることから、平成 30 年度の決算額を下回る金額を目標値としています。
和田委員	平成 30 年度は実績延べ人数が 98 人に対して決算額が 569 万円とあり、平成 31 年度は目標延べ人数が 260 人となっています。前年度実績値に対して目標値が 3 倍近く増加しているにもかかわらず、目標額が 581 万円から 448 万円に減少しているため、1 人当たりの金額が 5 分の 1 程度に減少しているように見受けられます。このように、平成 30 年度の実績値に対しての平成 31 年度の予算額にあまり納得がいきません。
岸田会長	実績延べ人数の 98 人は 3 月の 1 ヶ月分を指し、平成 30 年度の実績とし

障がい者支援課長	<p>ては 185 件であるということですね。平成 31 年度の見込みが 177 件ということであれば、平成 30 年度を下回る金額として予算が建てられたという解釈でよろしいでしょうか。</p> <p>その通りでございます。利用者数が年々増加すると見込んでおりましたが、実績では減少傾向にあるという現状を鑑みて、平成 30 年度の 185 件という実績から平成 31 年度は 172 件程度だろうと考えこのような予算を立てました。</p>
小野委員	<p>私たちはこちらの資料しか頂いておらず、そういった事情は資料からは読み取ることができません。備考に記載するなど、資料にもう少し工夫していただきたいと思います。</p>
障がい者支援課長	<p>来年度以降、注意いたします。申し訳ございません。</p>
岩松委員	<p>平成 29 年度に立てた、平成 30 年度の予算はいくらだったのでしょうか。</p>
障がい者支援課長	<p>平成 29 年度の計画策定時には、予算額は立てておりません。これまでの実績や、減少傾向であった平成 29 年度の実績が約 600 万円であったこと考慮し、平成 30 年度の予算額を約 581 万円といたしました。</p>
岩松委員	<p>基本的に、事業計画の内容も予算も 3 ヶ年ごとの立て方をしているのですよね。</p>
障がい者支援課長	<p>そちらに関しては、決まっておられません。</p>
岸田会長	<p>現在の表記方法では混乱が生じるように感じますので、表記方法等を見直していただきたいと思います。また予算につきましては、事業の予算額が減額されているのではなく、過去の推移を見て予算は立てられており、利用が増えた場合は補正予算等で充分に対応できるということでした。</p>
村山委員	<p>障害児福祉計画の数字と進捗状況の評価等は、実情と合わない部分もあると思いますが、評価自体は丁寧にされていると感じています。A B C D の 4 段階評価と重点施策の評価等を見ると、全体的には計画通りの進捗であると捉えることが出来ますが、実際には市川市内の障がい者の暮らしの現状がなかなか反映されてない印象を受けます。平成 30 年度の課題や対応についてはもう少し丁寧に記載していただきたいという思いから、3 点質</p>

	<p>問いたします。</p> <p>1点目として、共同生活援助事業、いわゆるグループホームについてです。平成30年度は実績が目標を上回っていることからA評価になることは納得できますが、障害程度区分が5や6といった支援の大変な方、高齢のため医療的ケアも必要な方、行動障害によりグループホーム内で個別支援が必要な方々が住むグループホームは順調には増えておりません。グループホームの数だけを見て評価するのではなく、このような方々への対応が喫緊の課題であると捉えていただきたいです。</p> <p>また、民営化によって市内の法人が2つ増えたものの、その法人が市内にグループホームを展開していない現状があります。グループホームを新たに増やすことは運営上難しいことではありますが、法人の規模を問わず、市内にグループホームが展開されることは非常に大事ですので、行政として積極的に動いていただきたいです。</p>
岸田会長	<p>グループホームについて課題が出されました。重度化・高齢化の問題もありますので、グループホームの数だけではなく、法人の招致等も含めてどのような対策をするべきか考えていただければと思います。</p>
障がい者支援課長	<p>重度障がい者のグループホームにつきましては、私どもも必要性を感じておりますので、市内の法人にはお話をさせていただきたいと思っております。また、新たに参入してきた法人につきましても、本市の状況をご説明したうえで協力をお願いしていきたいと思っております。</p>
村山委員	<p>A評価にすることで、現状の進捗で充分だと捉えられがちです。行政が常に行動されていることは重々承知ですが、計画の進捗状況においても課題や対応としてしっかりと記載していただきたいです。</p> <p>2点目は相談支援事業全般についてです。資料1-①に「相談支援事業所及び相談支援専門員の確保」課題として挙げられていますが、それぞれどのように増やしていくのでしょうか。計画相談支援の大きな役割は、計画の中からニーズを顕在化することだと考えております。グループホームの不足、重度包括支援や自立生活援助の事業所自体がないために利用数が少ないということが顕在化することで、事業者を増やすことに繋がると思います。</p> <p>また、相談支援グループスーパービジョンの実施により、相談支援の課題と対応策は勉強されていると思いますが、サービスそのものが足りない現状を解決する策を講じなければ計画自体も進まないと思っておりますので、事業所と専門員の確保策についてはご記載いただければと思います。</p> <p>これまで一般就労をして福祉サービスを利用しておらず、高齢により退職するという例のように、今まで計画相談に乗れなかった方々が今後福祉に</p>

	<p>繋がるということもあると思います。基幹相談支援センターが2ヶ所に増加したことで、このような事例にも丁寧に対応していただけるかと思いますが、ニーズの高まりもあるので2ヶ所だけでは対応しきれないのではないのでしょうか。相談をしてその場で対応していただいても、その後の継続的な対応に至ることは難しく、結局は一次的な支援で終わってしまいます。高齢化により今後福祉に繋がる方が、長期的な相談支援をしてうまく計画相談に結びつけば良いですが、様々なタイプの方がいらっしゃるのも難しくもあります。センターが不足する一方で、基幹相談支援の役割の重要性は増していきますので、今後もそのニーズに対応することが必要だということに記載してほしいと思います。</p>
岸田会長	<p>相談支援についてご意見をいただきました。ニーズの顕在化をしていくということ、今後多様なニーズが生まれる中で基幹相談も含めてどのように対応するか。量的な評価はされている中で方向性や課題の抽出について記載できないかというご意見でしたが、いかがでしょうか。</p>
障がい者支援課長	<p>相談支援について、相談する事業所数や相談員数が少ないという課題があることは把握しています。障がい者の方が高齢になることについて、ハートフルプランを作る際にも話が出ましたので、今後高齢となる障がい者の方々に対応できるよう、ケアマネジャーを抱える事業者等にも介護面での働きかけなどを進めて参りたいと思います。そのうえでまだ不足する部分があれば、計画の進捗状況に、課題として改めて記載させていただきます。</p>
村山委員	<p>3点目は障害児支援事業についてです。資料1-①別冊(2)の保育所等訪問支援事業がD評価である原因は、保育所等訪問支援が始まって間もないことと、足りない部分を現在は発達支援センターで受け入れているということだと思います。</p> <p>「引き続き訪問支援を行う事業所が増えるよう、様々な機会働きかけしていく」とのことが対応策として記載されていますが、どのような事業所であれば訪問支援を行うことが出来るのでしょうか。また、現在は市内にこども発達センター以外に、児童発達支援センターが1つあると思いますが、そちらでは訪問支援は行っていますか。</p>
発達支援課長	<p>保育所等訪問支援事業について、現在サービスを提供している事業所はあおぞらキッズ、おひさまキッズ、指定管理施設であるそよかぜキッズの3施設でございます。また、今年9月頃に児童発達支援を行っている1ヶ所の民間事業所が取組みを始めているということで何名か実績が挙がっています。</p>

	<p>発達に課題があるお子さまが、集団にうまく適応して成長するように指導するような立場であるため、サービス提供には高度な専門知識やスキルが必要になるものの、このような職員がなかなかいないためにサービスが広がりにくいという現状です。しかし、先ほど申し上げたように、民間事業者が参入する例もありますので、今後もこういった形でサービスを広められるようにして参りたいと思います。</p>
岸田会長	<p>サービスを提供する事業所の数を確保するという点においては、新たに民間事業者が参入してきているので、増えるということですね。職員の質をどのように向上させるかという課題ですが、新たな職員を採用してもすぐに向上出来るというような単純な話ではないので、市で人材育成が可能なのであれば、研修等を行うことで職員の質の向上が期待できるのではないかと考えております。</p>
村山委員	<p>つまり、発達支援事業を行っている事業所だけが、サービスを提供できるということでしょうか。例えば、大人に対して支援を行っている事業所が、何かしらの資格を取ることで行うことが出来るようになる事業というわけではないですね。</p>
発達支援課長	<p>保育所等訪問支援事業というのは県の認可事業になりますので、詳細は県に問い合わせる必要がありますが、設置基準や職員配置の基準を満たせば、恐らく認可が降りると思っております。そのため、先ほど申し上げたようにスキルや質、経験といった面から職員を雇用していただき、事業展開していただくことは可能であると考えております。</p>
木下委員	<p>資料1-①別冊(2)6ページ、「第6節 誰にとっても暮らしやすいまちづくりの推進」についてです。避難行動要支援者対策事業では、平成30年度の名簿登録者数の実績が3,319人とあり、これ以降は3%、5%増を目標とすると記載されています。平成25年8月に内閣府により避難行動要支援者に対する指針のとおり、名簿登録者数を増加させることは当然必要ですが、誰にとっても暮らしやすいまちづくりを推進するにあたっては、名簿の作成だけではなく成果に結びつけるような形の施策を講じていただきたいです。特に、どのようにして避難難民を出さないような形で、障がい者や高齢者等の弱者を救うのかという点が重要だと思えます。</p> <p>民生委員や自治会の連携などといった自助の手段は活用することも良いと思いますが、それではカバーできない問題が生じることもあります。例えば今回の台風15号、19号の影響で大橋が氾濫しそうになり避難所に行かなければならなくなりましたが、避難所の場所を知りたくとも、窓を閉めていると防災無線が聞こえませんでした。市のホームページを見て避難</p>

<p>地域支えあい課長</p>	<p>所は 10 何ヶ所かあると確認できましたが、私の住む地域では 1 ヶ所しか避難所がありませんでした。このように、弱者の方にとっては避難所に行くまでに様々な問題が生じてしまうと思います。</p> <p>台風 15 号の際には避難される方が少ないなかで避難所を開設いたしましたが、台風 19 号の際には拠点の 6 ヶ所に加え、崖の関係の避難所も含めて 10 ヶ所開設し、これについて 10 月 12 日（土）の 9 時から開設することを、市民の皆様にもお知らせしてまいりました。</p> <p>地域支え合い課といたしましては、協定締結済みである 121 の自治会にのみ名簿の情報をお渡ししており、未締結の自治会についてはお渡しが出来ておりません。民生委員・児童委員については、民生委員児童委員協議会に対して、全民生員に情報をお渡ししていたため、個々に台風の情報や避難所の開設状況、警報等の状況をお知らせしてまいりました。</p> <p>また、地域によっては近くに避難所がない場合や、避難所を開設した段階で既に暴風が始まってしまっていたということもありました。台風 15 号で怖い思いをしたので、台風 19 号ではとりあえず避難所に行きたいものの、ご自身では動けないために避難できないという方もいらっしゃいました。避難行動用支援者名簿の該当者のみでなく、要支援認定者や一人暮らし高齢者の方々などの皆様が同じような状況にあったと思います。</p> <p>今回は市内の全民生委員に安否確認や情報提供等をしていただき、10 月 24 日（木）に開催された民生委員会長会議では、各地区の現況や連絡を取り合ったことで市民からどのような声があったか等のお話を伺うことが出来たので、これらを取りまとめて地域防災課と調整していきたいと思います。</p> <p>今回は多くの民生委員が名簿該当者へご連絡させていただいたようですが、地区によって対応に差が生じているということも判明しましたので、不足していることや経験が足りないところ等、危機管理課と調整して参りたいと思います。</p>
<p>岸田会長</p>	<p>直近で発生した台風 15 号と 19 号により課題等も発見されたということですね。さらに、協定未締結の自治体の中で、民生委員・児童委員の方々が様々な活動で問題をカバーしてくださっていたということがよく分かりました。</p>
<p>木下委員</p>	<p>8 月 25 日（日）の総合防災訓練では、障害者団体連絡会として 11 団体 40 名程が参加いたしました。このような訓練の際に、仮想的な障がい者名簿等を作成し、どういう状況下でどのように対応していくかという訓練を取り入れ、市内の全地区で展開していただけるとありがたいと思います。</p>
<p>長坂委員</p>	<p>資料 1 - ①の別冊 (1) 住まいに関する検討会議の開催について質問いた</p>

	<p>します。我々は基幹相談支援センターえくるとして、障がいをお持ちの方の居住サポートについて関わっておりまして、障がいをお持ちの方の居住についてはサポートのルートが見えてきている一方で、障がいを持ちながら高齢化している方や高齢の単身独居の方の住まい探しが非常に難しいという現状を感じております。</p> <p>平成30年度の課題に記載されているとおり、複数課（地域支えあい課、介護福祉課、障がい者支援課、生活支援課、市営住宅課等）でこの事業を担当しているのは良いことだと感じております。これらの課が連携することで、市川市として共同で動けるようになれば、我々もより多様な形の居住探しが出来るのではないかと思いますので、喫緊の課題としてもう少し力を入れていただきたいです。</p>
福祉政策課長	<p>現在は複数の部署で知恵を持ち寄る体制を作り会議を開催しておりますが、今後ご指摘いただいた点を踏まえ、目標とする2回という開催数に縛られず、臨機応変に会議を開催してまいりたいと思います。皆様から知恵を拝借することもあるかと思しますので、その際にはどうぞよろしくお願いいたします。</p>
岸田会長	<p>行政の横の連携ということも必要だと思います。今ご指摘あった点について、よろしくお願いいたします。</p>
岸田会長	<p>それでは、続いて「②第4期市川市地域福祉計画」について福祉政策課長より、説明をお願いします。</p>
福祉政策課長	<p>（資料1-②-1「第4期市川市地域福祉計画__平成30年度進捗状況について」、資料1-②-2「第4期市川市地域福祉計画 評価方法について」、資料1-②-3「第4期市川市地域福祉計画 進行管理事業別実績及び評価一覧」、資料1-②-4「第4期市川市地域福祉計画 各進行管理事業詳細資料（個票）」に基づいて説明）</p>
岩松委員	<p>資料1-②-1及び、資料1-②-4の5ページ以降、基本目標Ⅱ参加と交流のまちづくりについて伺います。福祉コミュニティの充実のために様々な対策がされていますが、福祉コミュニティは各地域で特性があるので、地域それぞれで作り上げていかなければならない部分があると思います。資料によると、この地域課題の受け皿になるのが、相談事業やサロン活動推進事業を主体的に行っている社会福祉協議会の地域ケアシステムであるということですね。こちらに対応する人材として福祉員や相談員を配置することは良いですが、実際、現場で起きる相談などにコーディネートされていくのでしょうか。制度自体はネットワークが作られているものの、現</p>

<p>地域支えあい 課長</p>	<p>場に住む方々の繋ぎの部分については非常にわかりにくいため対応ができてないと感じます。</p> <p>実際に福祉員・相談員の方々がこのような任務があることを説明されたうえで仕事を引き受けているのかという疑問もあります。我々の地域では福祉員・相談員は主な活動であるサロン活動の任務が大変ということで、実際に地域の相談を受けるのは地区に配置されているコミュニティワーカーになっております。しかし、彼らは行事等があるので顔が見える関係にはなっていますが、地域の人達と生活の場面で触れ合う機会が非常に少ないのです。結局、地域で一番密接な連携が取れているのは自治会であり、配布物などで接触の機会があるため、問題点や困りごとが自治会に伝わってきます。</p> <p>資料の5～7ページの平成31年度の具体的な取り組み計画では、社会福祉協議会に委託しているとありますが、ここでコミュニティワーカー、相談員、福祉員、地域住民といった立場の方々が課題について相談し合える体制になっているのか疑問に感じます。</p> <p>社会福祉協議会への委託という制度により、実際に悩みを持った方々を良い情報に繋がられるような体制を考えていただければありがたいと思います。社会福祉協議会と、高齢者の団体等の地域団体や自治会が共同で動けるような体制について検討していただきたいです。</p> <p>本市では4人のコミュニティワーカーの方々に活動していただいております。また、14の地区社会福祉協議会、15ヶ所の地域ケアシステム活動拠点を持ちまして、各拠点で相談員の方々に活動をしていただき、本当にお世話になっております。場所が分かりづらい所もありますが、散歩のついでに寄っておしゃべりができるような、気軽に立ち寄ることが出来る空間を目指していると相談員の方々に仰っていただいております。</p> <p>地域ケアシステム活動拠点では、地域の方々からいただいた情報を皆さんに周知していただく他、サロンを開いて様々な方との繋がりを作っていただいております。各地区社会福祉協議会では、地域ケアシステム推進連絡会という会議を定期的に行っていただいております。この会議では、自治会、民生委員、子供、高齢者サポートセンター、子供会の役員、デイサービスセンターの方等々、地域と関わりのある方々皆様にお集まりいただき、プラットフォーム化を目指し、地域のボランティアやNPO団体、障がい者団体等との活動の繋がりについてご意見を交わしていただいております。この場に、社会福祉協議会、コミュニティワーカー、地域支え合い課の地区担当者などが入ることで、さらに地域が繋がり、常に顔が見える関係を構築できるようにしたいと考えております。足りない部分等もまだまだありますので、今後ともご指導いただけますと幸いです。</p>
----------------------	--

萩原委員	<p>福祉員・相談員は一般の方であるため、意識の向上を図ることが難しいという悩みがありますので、社会福祉協議会としても様々な支援をさせていただいております。昨日と本日、相談員の相談スキルのアップ研修を行っており、今後も研修等の形で徐々に意識を高めていきたいとは思いますが、なかなか難しい面もありますので、まずは顔の見える関係作りを大事にしていきたいと思っております。</p>
岩松委員	<p>地域在住の方々の相談や悩みについて、台風 19 号の際に起きた例をお話させていただきます。大木が倒れてきて、相談先も分からずどうしたら良いか分からないというご連絡があったので、自治会として市の関係部署にご連絡をしたのですが、地域の方々は社会福祉協議会にボランティアの体制があり、相談が来たら繋ぎの役割を果たせるという情報を知らないのです。社会福祉協議会は地域課題の受け皿として相談に対応出来ますが、福祉員・相談員は近くに住んでいないため、現場で起きる悩みに対応出来るというわけではありません。今のような制度の中で情報が共有できるようにすることで、連携の効果がさらに上がるのではないかと思います。</p>
和田委員	<p>資料 1-②-4 の 6 ページに、「各日常生活圏域ごとにコミュニティワーカーを配置し福祉コミュニティの充実を図る。またコミュニティワーカーを各地区に配置できるように検討を継続していきたい」と記載がありますが、社会福祉協議会のホームページを見ると、社会福祉協議会職員全員が、地区コミュニティワーカーとして地域福祉活動を支援していると書かれています。このように、社会福祉協議会のホームページの文言に対して、「各地区に配置できるように検討を継続していく」という市の方針に齟齬があると感じました。</p> <p>また、「各日常生活圏域」とはどのような意味でしょうか。「地域包括支援センター」が中学校区域に 1 カ所設けると具体的に表現するのに対し、「各日常生活圏域」については社会福祉協議会のホームページに意味が載っていませんでした。</p> <p>市と社会福祉協議会が一体となり福祉を推進していくのであれば、啓蒙活動が最初のスタートになると思うので、両者が密接になり活動していく必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>少し話が変わりますが、社会福祉協議会のホームページで地区社会福祉協議会の箇所をクリックするとすぐにトップページにすぐ戻ってしまうので仕様を工夫する必要があると思います。また、トップページの最下部に、事務局、地域福祉・ボランティアセンター、行徳ボランティアセンターの情報が掲載されていますが、地区社会福祉協議会の記載がありません。最も市民の手足となり働く存在である地区社会福祉協議会について、本来は情報を掲載するべきだと思うので、このようにホームページ等から啓蒙活</p>

<p>地域支えあい課長</p>	<p>動を図らなければならないのでしょうか。</p> <p>同じ言葉が多いため大変分かりづらく、申し訳ありません。市内を北部、東部、西部、南部の4つの圏域に分けたものを4圏域としており、この4圏域それぞれに千葉県のコミュニティソーシャルワーカー育成研修修了者、社会福祉士、保健師等の資格を持った職員をコミュニティワーカーとして配置することについて社会福祉協議会に委託しております。</p> <p>社会福祉協議会職員の方々には、14地区ある地区社会福祉協議会すべてを担当し、コーディネーターとしても活動をしていただいております、地域支えあい課職員もここに加わって14地区それぞれで行われる会議に参加しながら、共に活動させていただいております。</p> <p>特に、地区ごとの特性を捉えて調整するという役割を、コミュニティワーカーには担っていただいております。</p>
<p>岸田会長</p>	<p>市と社会福祉協議会の皆様がタッグを組んで活動しているということですね。しかし、言葉の意味が市民の皆様に伝わっていないというもどかさもあると思いますので、表記を分かりやすくするなどの工夫を検討していただきたいです。</p>
<p>高田委員</p>	<p>障害福祉計画と障害者計画は3年を1期とする法定計画なので、平成29年度に推計された目標値が、3年間分示されていることに変わりはないと思います。また、実績は年度毎に変化するので、3年間の計画の中で目標と実績を通して、令和2年に策定される計画に反映されていくのではないかと理解しております。</p> <p>予算については必ずしも目標と連動しているわけではなく、他の事業との兼ね合いの中で、決定されると思うので、ここに乖離があっても推移を見守るしかないと思っております。</p> <p>まず1点目に、地域福祉計画については6年計画を1期とする計画ではありますが、法改正が今後展開されていくと、前回の計画策定時と同様に見直しが1度図られると思います。成年後見制度の利用促進に関する法律が施行されましたので、計画見直しの際に、権利擁護に関わる成年後見制度について市で再検討していただきたいです。中核機関を設置して、権利擁護に関する相談をしながら裁判所に申し立てをするという細かな仕事はこの法律によるものとなりますが、一人暮らしや高齢者世帯といった方々の家族との繋がりが今後希薄化していく場合、頼りに出来る存在の有無という問題が生じます。特に、障がいを持つ親御さんが今後高齢になると、お子さんを思い先々の心配も出てくるのではないかと思います。予算が伴う事業になりますが、成年後見制度の利用促進に沿ったロードマップを、計画見直しの中にぜひ入れていただきたいです。</p>

	<p>2点目に、地域福祉活動の推進は、地域の担い手や活動拠点となる場所、専門職との関わりといった3つの要素の中で、進展するのではないかと考えております。市川市には地域福祉活動応援制度があり、低料金で活動場所確保することが出来ますし、民間施設に制度活用を求めるような事業も行っています。この制度がこれからの地域福祉活動推進のきっかけの1つになれば良いと感じています。制度自体もぜひアピールしていただきたいですし、私どもの法人も出来るだけそのような方向で進めさせていただきたいと思っております。</p>
岸田会長	<p>権利擁護のお話と、地域福祉活動応援制度をぜひ促進してほしいということでした。促進を図るための対策についてご回答いただきたいと思っております。</p>
介護福祉課長	<p>まず、成年後見制度利用促進についてお答えいたします。市川市では、平成25年から社会福祉協議会に後見相談担当室を委託し、中核機関が担うすべての機能を担っていただいております。相談機能としては十分に周知されていると感じておりますが、既存の資源の活用やネットワークの整備は今後も課題があり、中核機関が担わなければならないとされている不正防止についてもさらに力を入れなければならないと感じています。まだまだ道半ばかもしれませんが、中核機関としての機能は充分果たしていると考えておりますので、今後ともまたご意見ございましたらよろしくお願いいたします。</p>
萩原委員	<p>市から委託を受けて、後見相談担当室をやらせていただいております。成年後見センターを全国につくるという話がありますので、市の指導を受けながらタッグを組んでいきたいと思っております。</p>
岸田会長	<p>現在の時代から考えて、この分野はさらに推進しなければなりません。単身者もたくさんおりますし、家族全体が高齢化しているということを考えますと、この制度が不正なく進むような対策はぜひ行っていただきたいと思っております。</p>
地域支えあい課長	<p>地域福祉活動応援制度の創設と実施について、資料1-②-4の個票18ページ目に記載しております。場所がないため地域の活動が思うように行えないというご意見を団体の方から伺いましたので、地域の資源として利用させていただける場所がないか、社会福祉法人の方等に相談させていただきました。これによって現在は宮久保自治会館、慶美会、広尾苑にご協力をうけ活動場所をご提供いただいております。市のホームページで、利用できる部屋の状況や利用料等を含めた情報を掲載しております。現在は地域の</p>

	<p>団体から直接利用のご相談を受けてはおりませんが、登録団体の拡充に向けて引き続き周知を図るほか、各法人の皆様にも説明させていただきたいと考えております。</p>
岸田会長	<p>これから周知をして、実際の活動が行われるようにするということと、活動拠点を増やし増やしていかなければいけないという課題も提示されたかと思います。</p>
村山委員	<p>資料1-②-4の個票16Pの地域活動担い手養成研修について伺います。これまで行われていた認知症サポーター養成講座が終了となり、今後は高齢者生活支援サポーター養成研修という名称に変え、講座内容も変えていくのでしょうか。</p> <p>また、こういった研修の呼びかけは市民全体に対して行っていると思いますが、現状は相談員や自治会の方、民生委員研修受講が勧められる状況があるように見受けられます。</p> <p>今では60代でも若いと感じますが、退職後に地域で暮らそうとお考えの若い方と地域を繋ぐことは非常に大事だと思いますし、この年代の方々をうまく掴むことが現状の改善につながると思います。6年の計画の中で詳細に書き込まれ、うまく増えていけば良いと思っています。</p> <p>これまで年齢制限があった民生委員・児童委員は、継続して委員として活動できるようになったということを目にしたのですが、やはり若い人材確保が大きな課題であるようです。地域にすむ方々に、余力があれば担い手として何か活動してみようという意識を浸透させていくのは本当に難しいと思いますが、市と社会福祉協議会、地域の高齢者施設、障がい者施設関係のところ繋がり、地域人材の掘り起しをしていただきたいと思います。</p>
岸田会長	<p>シニアの世代を確保して、地域で活動していただくような体制ができればとてもいいなと私も思います。これについてどうでしょうか。</p>
地域支えあい課長	<p>認知症サポーター養成講座は現在も継続しており、今後、開催数を増やすことはあっても減らすことは無いと考えております。現在は高齢者の方と関わる民間事業者が社員教育の一環としてこの講座の受講を希望され市が伺うといった機会もあり、また、小中学生を対象とした講座を県の事業として行っております。</p> <p>さらには認知症サポーター養成講座を修了した方々のステップアップとなる講座や、高齢者生活支援サポーターの養成研修も開催しております。今年度は8月と11月に研修があり、8月開催時には50人の募集定員に対して60人以上応募があり、地域で活動されている方や20～60代までご参</p>

	<p>加いただき、大変好評いただいております。</p> <p>研修では関係機関の方々から各分野のご講義いただき、地域での活動や、認知症対策や介護予防等の医療的なお話、地域のボランティア活動の心構えに等お話していただき、具体的に地域で活動するのに大変役に立ったと仰っていただいています。修了した方々につきましては、実際に地域でボランティア活動やサポーターとして活動していただきたいと思っておりますので、その受け皿として、それをマッチングや派遣していただける団体についても別にお願いをしております。現在はご登録いただいている4団体の社会福祉法人やNPO等に研修受講後の担い手の活用をお願いしております。</p>
岸田会長	<p>高齢者生活支援サポーターは新たな取り組みをされており、皆さん関心を持ってやられているということで大変心強く思います。みなさんが現場で具体的に活動できれば、地域の芽ができ、ネットワークが形成されていくのではないかと思います。</p>
堀江委員	<p>民生委員の定年は今期から1期延長となりまして(3年)、年齢としては75歳から78歳に引きあがりました。委員として様々な立場で市民の方と関わるのは良いのですが、高齢化により現在は老々介護の状態にあるとも言えます。このような状態は本来望ましくないもので、身体の動き的にも時代の流れをよく理解しているという点からも50、60代のもう少し若い方々がやってくれるのが望ましいと思うのですが、自治会から推薦がなければ民生委員を決められないというような制度があります。</p> <p>社会福祉協議会の萩原委員が仰るように、地域と繋がっている人間を抱えている団体があるわけで、我々もその中に入っている1団体ですが、市民と一番繋がっているのはどちらかというとな民生委員です。民生委員が困り事をすべて聞くことが出来れば良いのですが、市民の方が、ご自身の地区の民生委員を把握していない状態もあります。民生委員は高齢者や障がい者、小さいお子さんなどを含めた弱者を助けなければなりませんし、生まれてから墓に入るまでの全期間を見ているようなものです。こういう時には民生委員に頼めばよいのだという事がわかると、地域で繋がりが出来ます。我々の力不足もあり申し訳ないという気持ちもありますが、民生委員の仕事について市からももっと世間に周知していただきたいです。</p> <p>民生委員である我々自身も更にスキルアップをしなければいけないと承知しておりまして、最近私たちが一番困っているのが、精神障がい者の方と、認知症を患った方が徘徊された時の対応です。民生委員はボランティアであり専門家ではないので、戸惑うことが多く関わりたくなくて逃げってしまう方もいるのですが、弱者を助けることが本来の仕事ですので、分からないことがあれば専門家が多い社会福祉協議会にお願いするように伝えて</p>

	<p>います。</p> <p>市役所は縦割りですので、相談してもらいまわしにされて対応が遅れてしまいます。その場で対応しなければならない立場にある民生委員が市役所に問い合わせると対応が遅くなってしまいますし、しかも夜遅くでは繋がらないという現状がありますので、このあたりがうまく回れるようなシステムを考えていかなければならないと思います。地域支えあい課に関しては、様々なことに迅速に対応していただいておりますが、1つの課で全部に連絡を取るというのも難しいので、市役所で手際良く動いてくれないのかと市民から言われます。民生委員が伝えた部署に市民の方から電話をしていただいても、その電話を別の部署に回されてしまうこともあり、これでは民生委員が市民と行政を繋ぐという役目の意味がなくなってしまいます。このようなことがあると、民生委員である私たち自身が行動した方が早いのではないかと思うのですが、そうすると連絡を取っている以上は私たちが背負わなければいけない責任というのもし生じてしまいます。こういった様々な現状をうけ、民生委員の仕事について市から啓蒙してもらいたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
岸田会長	<p>民生児童委員の皆さんの日々の活躍といま抱えてらっしゃる課題、市民の皆さんに知っていただくことの重要性についてお話いただきましたので、ぜひ前向きに今後の課題にしていきたいと思います。民生委員は専門機関に繋いでいくという一番大事な仕事を担っておりますので、今後市民の皆さんがうまく民生委員のみなさんを活用できるような形になれば良いと思います。</p> <p style="text-align: center;"><b>(2) その他</b></p>
岸田会長	<p>それでは、議題その他というのがございますが、事務局ございますでしょうか。</p>
事務局	<p>今回その他はございません。</p>
発達支援課長	<p>会議冒頭で医療型児童発達支援の予算についてご質問いただきましたが、質問の趣旨取り違えのため、発言の撤回をお願いいたします。</p>
岸田会長	<p>本日は多くの質疑応答がありましたが、ハートフルプランについては、量的な評価の中に質的な課題の書き込みをしっかりといただきたいということと、表記のわかりやすさをしっかりといただきたいということでした。地域福祉計画については、ネットワークをさらに密にするために、行政側の広報活動等しっかりといただきたいということを中心にお話し</p>

岸田会長 事務局 終了	ただきました。今後これらも審議会等で課題としてしっかり検討していきたいと思います。  それでは、令和元年度第2回市川市社会福祉審議会を終了いたします。  (事務局より今後の予定について説明)
-------------------	---

市川市社会福祉審議会  
会長 岸田 宏司